



情報通

2018. December 12月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

国税の納付にまだ紙の納付書をご利用ですか？

～電子申告に似合うスマートな納税方法とは～

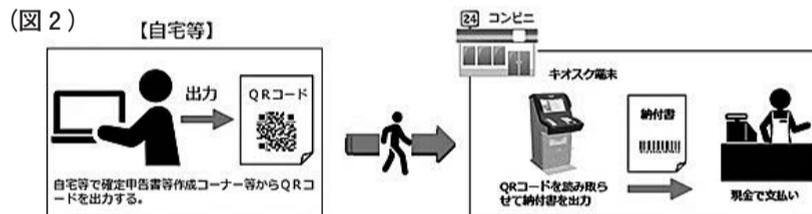
情報システム部委員 真砂 美穂

今月は、納税方法のご案内です。平成31年1月よりダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択することができるようになり、またQRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。納税の方法は多種多様になり便利になっていますが、まだまだ紙の納付書を使用して納付している方が多いようです。そこで、どのような納税方法があるのか、どの方法を利用すると便利なのかをまとめてみました。

【納付方法は6種類です】

- ① **ダイレクト納付**
e-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。
- ② **インターネットバンキング等による納付**
インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付する手続です。
- ③ **クレジットカード納付**
インターネット上でのクレジットカード支払いの機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する方法です。
- ④ **コンビニ納付**
税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁長官が指定した納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。
- ⑤ **振替納税**
納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落としにより、国税を納付する手続です。
- ⑥ **窓口納付**
金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて国税を納付する手続です。
納付の方法は以上の6種類がありますが、ダイレクト納付とインターネットバンキング等による納付はe-Taxにより申告等をされている方しか利用できません。下記の表（図1）にどの納付方法を利用すべきか、必要となるもの、利用可能税目等をまとめてみました。

- ・利用方法（図2）
 - ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニに持参します。
 - ② いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることによりコード（納付書）が出力されます。
 - ③ バーコード（納付書）によりレジで納付します。
- ・QRコードの作成・出力方法
 - ① 確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に合わせて、QRコードを印字した書面が出力（作成）されます。
 - ② 国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報（住所、氏名、納付税目、納付金額等）を入力することで、QRコードを印字した書面が出力（作成）されます。
- ・注意点
 - ① 納付できる金額は30万円以下となります。
 - ② 作成したQRコードをスマートフォンやタブレット端末に保存し、画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。
 - ③ 利用可能なコンビニはローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、ファミリーマートです。



【ここが変わります！】

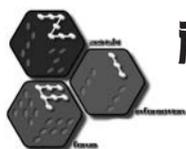
- 1. **ダイレクト納付口座の複数利用の開始**
預貯金ごとにあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、平成31年1月4日から、ダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択することができるようになります。
- 2. **コンビニ納付の改正点**
従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、平成31年1月4日以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することにより可能となります。

【地方税はどうなっているの？】

全ての地方団体に対して法人関係税等の電子申告が可能になったにもかかわらず、法人向けの電子納税に対応しているのは、10月現在で22団体（12都府県・10市町）のみで、多くの納税者は紙の納付書による納付をしているのが現状です。
 このような中、一般社団法人地方税電子化協議会では一度の操作で複数団体への電子納税を可能とする「地方税共通納税システム」の開発を進めており、平成31年10月運用開始を目標にしています。また将来的にはクレジットカード納付やコンビニ納付の運用も検討されており、そうなれば、国税と同様の納税方法が選択できるようになります。

（図1）

納付手続	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目・デメリット等
①ダイレクト納付	・e-Taxで申告等をされている方 ・源泉所得税を納めている方(源泉徴収義務者)など、頻繁に納付手続をされている方 ・日付を指定して納付をされたい方	・e-Taxの開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出	・原則的に全ての税目で利用できる ・e-Taxで申告等をしていないと利用できない ・ダイレクト納付利用届出書を提出してから、利用できるまでにおおむね1ヶ月かかる
②インターネットバンキング等による納付	・e-Taxで申告等をされている方 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・e-Taxの開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 (ATM利用は契約の必要なし)	・原則的に全ての税目で利用できる（入力方式は限定） ・e-Taxで申告等をしていないと利用できない ・金融機関により、利用可能額が異なる
③クレジットカード納付	・インターネットに接続できるパソコン等をお持ちの方 ・クレジットカードを利用されている方	・クレジットカード ・決済手数料	・原則的に全ての税目で利用できる ・利用可能額に限度がある ・決済手数料がかかる
④コンビニ納付	・金融機関や税務署が近隣にない方 ・税務署からバーコード付納付書の送付を受けられた方	・バーコード付納付書	・原則的に全ての税目で利用できる ・利用可能額がバーコード付納付書1枚につき30万円以下しか利用できない
⑤振替納税	・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方	・振替依頼書の提出	・利用可能税目が下記に限定される申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）
⑥窓口納付 ※金融機関や税務署の窓口	・上記①～⑤の手続により納付ができない方	・納付書 (金融機関の窓口で納付する場合)	・全ての税目で利用できる ・納付書を手入する必要がある ・利用可能時間が窓口の開いている時間に限られる



税理士情報フォーラム2018に是非お越しください！

今年のテーマは…「迫り来るインボイス！その問題点と今後の対応策、さらに近未来の実務を考える」

日時：平成30年12月10日（月）午前10時～午後5時

（午前9時30分より受付開始／事前申込み不要／研修カードをご持参ください）

場所：東京税理士会館 2階大会議室／地階会議室

※ 詳細は会報11月号29面をご覧ください

